

岩脇・羽ノ浦西地区 処理施設等更新工事

機械設備・電気設備

特 記 仕 様 書

目 次

第 1 章 総 則

- 1-1 適用範囲
- 1-2 一般事項
- 1-3 材料保管
- 1-4 保証期間

第 2 章 機械設備・電気設備 (処理施設)

- 2-1 流量調整槽攪拌装置

(岩脇中継ポンプ場)

- 2-2 投込式水位計

第 3 章 据付工事

- 3-1 据付工事概要

第 1 章 総 則

1-1. 適用範囲

本特記仕様書は、岩脇・羽ノ浦西地区 処理施設等更新工事に適用する。

1-2. 一般事項

1. 本仕様書に特に定めていない事項については監督員との打合せによるものとする。

2. 受注者は、工事施工にあたり諸法規を遵守しなければならない。

- (1)労働基準法
- (2)労働安全衛生法
- (3)建設業法
- (4)公害対策基本法
- (5)水質汚濁防止法
- (6)大気汚染防止法
- (7)悪臭防止法
- (8)下水道法
- (9)電気事業法
- (10)道路交通法
- (11)騒音規制法
- (12)その他関係法令、条例

3. 受注者は、工事施工にあたり諸規格に準拠しなければならない。

- (1)日本工業規格(JIS)
- (2)日本電機工業会標準規格
- (3)建設業法
- (4)その他関連の規格

4. 工事施工に必要な関係官公庁、その他の者に対する諸手続きは、監督員の承諾を得、受注者において迅速に処理するものとする。

1-3. 材料保管

工事のしゅん工まで機器、材料の保管の責任は受注者にあるものとする。

1-4. 保証期間

1. 機器の保証期間は規定による引渡しを受けた日から1箇年とする。

2. 保証期間内に明らかに受注者の設計、製作、施工の不備に起因する故障が生じた場合は、受注者の責任において直ちに修理または取替えをしなければならない。

第2章 機 械 設 備 ・ 電 気 設 備

2-1. 流量調整槽攪拌装置

1. 仕 様

流量調整槽攪拌装置

項 目	仕 様	備 考
(1)水中攪拌装置	形式：SME15JA	A系
(2)プロペラコード	116	
(3)プロペラ外径	254	
(4)電動機	乾式水中形誘導電動機	
(5)定格出力	1.5kW	
(6)定格電圧	200V	
(7)定格電流	7.4A	
(8)極数	6P	
(9)ケーブル長	20.0m	
(10)主要部材質	チェーン：SUS304	チェーン長 7m
(11)台数	2 台	

2. 備 考

- ・ 既設着脱装置は流用し施工すること。
- ・ 上記仕様同等以上のポンプを選定すること。
- ・ 撤去・据付作業時、施設運転に支障がないように計画、作業を行うこと。

2-2. 投込式水位計

1. 仕 様

投込式水位計

項 目	仕 様	備 考
(1)投込式水位計	形式：レベルレポーター	
(2)トランスミッター	形式：レベルレポーターH	AC100～200V
(3)ケーブル長	20.0m標準	
(4)吊下げチェーン	SUS304	
(5)台数	1 台	

2. 備 考

- ・ 上記仕様同等以上の水位計を選定すること。
- ・ 撤去・据付作業時、施設運転に支障がないように計画、作業を行うこと。

第3章 据付工事

3-1. 据付工事概要

1. 本工事の施工にあたっては、監督員の指示に従い、本仕様書及び設計図書に基づき、関係法令、規定、基準に準拠し、責任をもって施工しなければならない。さらに作業の安全及び通行人等第三者への災害防止等についても十分に配慮し、安全対策を講じなければならない。
2. 機器の搬入、据付の際は、機器本体、構造物に対して損傷を与えることのないように注意すること。
3. 処理施設においては、更新作業中も施設は稼働しているため1台ずつ施工を行なうこと。
4. 岩脇中継ポンプ場においては、更新作業中も汚水流入があるため、マンホールポンプを手動にて操作すること。
施工前には現地確認及び調査を十分におこない、監督員へ結果を調査報告すること。